

様式第2号（16条関係）

プロトタイプラボ 利用約款

（目的）

第1条 本約款は、公益財団法人東京都中小企業振興公社（以下「公社」という。）のプロトタイプラボ（以下「公社ラボ」という。）の利用に関する公社とお客様との基本的な合意事項を定めるものです。

（定義）

第2条 本約款に用いる用語を、次の各号のとおり定義します。  
（1）お客様 第3条に定める利用資格を有し、公社に対し、公社ラボの利用の申込み又は利用に関する相談を行おうとする、もしくは行った者。  
（2）第三者 お客様又は公社に所属する職員以外の者。  
（3）機密情報 お客様から口頭、書面若しくはデータにより開示又は提供された物品及び当該物品等に関する技術情報並びにその他公社ラボ利用にあたり知り得たお客様の営業上、技術上の情報。

（利用資格）

第3条 次の各号のとおりとします。  
（1）東京都内に主たる事業所を有し、ものづくりを目指す中小企業者等。  
（2）その他、公社が認めた者。

（事業の内容）

第4条 公社ラボにおける支援の内容は、中小企業者等が「設計」「造形」「計測・評価・解析」の試作開発プロセスについて、公社が支援するものであり、次の各号のとおりとします。  
（1）試作開発プロセス全般に関する相談。  
（2）試作開発プロセスに係る機器の利用。  
（3）その他、公社及び東京都が実施する試作品開発施策に関すること。  
2 公社ラボの利用については、無人での連続運転時間を除き、原則平日の9時から17時までとします。

（利用手続き）

第5条 公社ラボを利用しようとするお客様は、プロトタイプラボ利用申込書を提出しなければなりません。  
2 公社は前項に規定する申込書の提出を受けたときは、その内容を確認のうえ、利用可否を判断するものとします。

（申込内容の変更又は中止）

第6条 申込内容の変更又は中止については、利用開始前までに申し出なければなりません。  
2 利用内容の変更に対して、公社が変更に対応することができないと判断した場合には、それに対応しない場合があります。

（利用料金）

第7条 公社ラボの利用料金については、以下に定めるとおりとします。  
（1）お客様は、公社ラボの利用にあたって、入室の時間から退室の時間まで30分につき165円（税込み）の費用を支払うものとします。  
（2）3Dプリンターの造形の際に必要な材料や造形後の工程で必要となる溶剤などについては無償とします。

（利用・作業の範囲）

第8条 お客様は、公社ラボにおいて、試作開発プロセスに係る機器を公社管理下に限り、利用することができます。  
2 お客様は、機器を公社の指定した場所において利用し、指定場所から機器を移動及び持ち出すことを禁止します。  
3 公社は、お客様が機器の分解、改造、公社の指定した範囲を越える設定変更等を行うことを禁止します。

（利用の制限）

第9条 公社は、利用回数、造形物の形状、造形物の個数、造形時間、材料の使用量及びその他公社が認めるものの状況により、利用を制限することがあります。

（安全性の確保）

第12条 お客様は、公社ラボ内で発生した怪我や事故について自己責任とし、公社の責めに帰す場合を除き、公社には一切の責任がないことを同意の上で利用すること。

（利用の取り消し）

第13条 公社は、次の各号に該当するときは、利用の取り消しを行うことがあります。  
（1）災害、機器の故障等の事故により、施設の利用ができなくなったとき。  
（2）公社の指示に従わない等利用が不適当と認められるとき。  
（3）その他の事情により、公社が特に必要と認めたとき。

（非賠償責任）

第14条 第4条第1項並びに前条の規定によりお客様が被った損害について、公社はその賠償の責を負いません。  
2 お客様に引き渡した造形物の破損やそれに起因する二次的損害について、公社はその賠償の責を負いません。

（利用権の譲渡禁止）

第15条 お客様は、利用の権利を譲渡又は転貸してはなりません。

（損害賠償の義務）

第16条 公社又は東京都が所有する物件について、お客様が滅失又は毀損したとき、お客様は公社が相当と認める損害額を賠償しなければなりません。ただし、公社がやむを得ないと認めるときは、その額を減額又は免除することができます。

（秘密保持）

第17条 公社は、公社ラボ利用において原則として秘密保持契約の締結を行いません。  
2 公社は機密情報についてお客様の事前同意なしには、これらを当該支援事業の実施以外の目的に使用せず、かつ第三者に開示又は漏洩をいたしません。  
3 公社は前項を含めて情報セキュリティに係る規程並びに法令及びその他の規範を遵守いたします。

（免責）

第18条 公社の責めに帰すべき事由により生じたことが明らかなる場合を除き、公社ラボ利用にあたりお客様及び第三者の怪我等の事故、損失及び損害については、公社は一切責任を負いません。  
2 公社は次の各号のいずれかに該当する場合、お客様に対して一切の責任を負いません。  
（1）設備機器、材料その他製造業者等に製造物責任法上の責任が生じる場合。  
（2）修理・保守・校正の役務を提供する者の債務不履行や不法行為、契約不適合の責任が生じる場合。  
3 公社は、お客様が公社ラボの利用により得られた助言・情報・成果物及び成果物関連資料を利用することにより生じた損害について、一切の責任を負いません。  
4 公社は、公社ラボの利用について、実施内容の妥当性、最新性、確実性、有効性、有用性及びその他お客様の目的への合致を保証しません。  
5 公社は、公社ラボの利用が、いかなる第三者の知的財産権を侵害しないことを保証しません。  
6 公社は、お客様の責めに帰すべき事由により、成果物の過誤、お客様の公社ラボの利用の中止・中断等が生じた場合、一切の責任を負いません。

（協議）

第19条 本約款に定めのない事項又は本約款の各条項に関する懷疑については、両者誠意をもって協議の上決定するものとします。